

意見第 7 号

平成28年熊本地震からの復旧・復興に係る特別な財政措置を求める 意見書

平成28年4月14日の前震、16日未明の本震という連続して2度の大きな揺れを観測した平成28年熊本地震は、地震大国の日本においても稀有な現象であり、熊本県内の広い範囲にわたり甚大な被害を及ぼし、余震は現在もなお続いています。

各自治体においては、無数の家屋の倒壊、半壊、大規模な土砂災害をはじめ、道路、鉄道等の社会インフラ施設や教育・文化施設等まで極めて深刻な状況を抱え、複数の市町では地方自治の府である庁舎が被災をし、緊急的に行政機能を移転するなど不測の事態を迎えており、余波としての風評被害も実に切実です。

このような中、国における復旧・復興のための熊本地震関連の補正予算7,780億円の支援が決定し、県を挙げて1日も早い日常の回復に努力を重ねてきましたが、自主財源の乏しい本市をはじめ被災した県内の自治体においては、今後、非常に厳しい財政状況に陥ることが深く懸念されています。

災害対応のための緊急的な予算については予備費等を充当し、6月補正予算において本格的な対策を講じていますが、財政基盤が脆弱な自治体では基金等の取り崩し等による今後の財政への影響は深刻であり、現行の国庫補助制度や地方財政制度の下では、予算編成も困難な状況にあります。

今後、本市をはじめ県内の自治体が財政面で安心感をもって復旧・復興、さらには地域経済の安定化にしっかり取り組んでいくためには、国による財政支援への明確な担保と長期的な支援が必要です。

よって、国におかれては、新たな補助制度の創設や補助率のかさ上げなどの財政措置、及び地方負担分を極小化するための特別交付税の別枠措置など、東日本大震災を踏まえた財政負担等に係る特別な立法措置を講じられますよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年6月28日

熊本県人吉市議会

意見書提出先

衆議院議長	大 島 理 森	様
参議院議長	山 崎 正 昭	様
内閣総理大臣	安 倍 晋 三	様
財務大臣	麻 生 太 郎	様
総務大臣	高 市 早 苗	様